

ワーケーションふくやまプラン構築支援事業補助金 Q&A

Q1 制度の概要は？

A1 福山市内でワーケーション体験を推進する宿泊施設やコワーキングスペースなどの施設を運営する事業者に対して、ワーケーション体験メニューの企画・実施等に係る経費の一部を助成する制度です。

【テレワーク環境の整備費やワーケーションプランの広報費等を助成】

・上限50万円 補助率3/4

Q2 なぜ、この制度を作ったのか？

A2 ポストコロナを見据えた場合、首都圏等から地方へ多様な働き方を求める割合が高まることが想定されます。新たな都市魅力の一つとして、ワーケーションの受入環境を充実させ、本市への新たな人の流れの創出につなげるものです。

Q3 いつまで募集するのか？

A3 2020年（令和2年）11月6日（郵送の場合、当日消印有効）までの募集を予定しています。なお、補助金の予算額に至った時点で募集を打ち切らせていただきます。

Q4 申請から交付までの流れは？

A4 申請書類一式を郵送又はご持参いただいた後、申請内容及び対象経費について審査します。交付が決定しましたら、交付決定通知にてお知らせいたします。事業完了後、報告書類一式を提出していただき、確認の後、最終的な交付額を支給します。

Q5 ワーケーションふくやまプランのイメージは？

A5 テレワークが可能な環境で、普段の仕事を継続しつつ、瀬戸内ならではの休暇など非日常を体験・満喫できるメニューを盛り込んだ利用プランです。例えば、観光施設と連携した事業者独自の特典の付与やサイクリングなどが体験できる環境の提供などを想定しています。

Q6 補助対象期間のうちに、利用者を受け入れるところまで必要か？

A6 ワーケーションふくやまプランを開発し、都市圏等に周知・広報することは必須です。体験者の誘致につながるよう取り組んでいただきますが、誘致できなかったことにより、補助金の返還を求めることはありません。

Q7 補助対象期間終了後も、プランを継続する必要があるのか？

A7 交付決定に係る基準として、事業の取組以降、継続してワーケーション体験の推進が期待できることとしています。可能な限り、継続して取組の推進をお願いします。

Q8 プランの実施状況について、報告がいるか？

A8 事業期間終了後、体験者の人数含め、事業の成果について報告いただきます。また、本市のワーケーション事業のPRのため実施状況の写真等を活用させていただく場合があります。

Q9 既に環境整備や広報が一部完了していた場合でも申請は可能か？

A9 本補助事業の趣旨と合致するものであれば、可能です。2020年（令和2年）4月1日以降の経費について対象となります。（契約・支払いの確認ができる必要があります。）

Q10 補助対象経費であっても対象外となることがあるか？

A10 領収書等の帳票類が不備の場合や、一般価格・市場相場等と比べて著しく高額な場合、契約から支払い・決済までの一連の手続が、補助対象期間中に行われていない場合などは対象外となります。

Q11 プランの特典として、観光関連施設の入場券や交通費は対象経費となるか？

A11 施設入場券の付与や宿泊費の減免、交通費への支援など、体験者への給付となる経費は対象となりません。

Q12 補助事業の実施に関する関係書類は、どの程度の期間、保存する必要があるのか？

A12 補助事業者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しておかないといけません。